

令和 6 年度における青森地方裁判所、同管内簡易裁判所の  
裁判官の配置、裁判事務の分配等について

令和 5 年 12 月 13 日

(応急措置令和 6 年 1 月 15 日)

(応急措置令和 6 年 2 月 6 日)

(応急措置令和 6 年 2 月 20 日)

一部改正令和 6 年 3 月 6 日

(応急措置令和 6 年 4 月 12 日)

青森地方裁判所

第 1 総則

1 趣旨

令和 6 年度における青森地方裁判所の本庁、支部及び管内簡易裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官の代理順序、開廷の日割及び司法行政事務の代理順序については、この定めによる。

2 本庁及び支部の裁判事務の分配

本庁及び支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、この定めによるものを除き、各部又は各支部において、所属する裁判官の協議により定める。

3 簡易裁判所における裁判事務の代理

簡易裁判所における裁判事務については、事務取扱い上差し迫った必要があり、かつ、地方裁判所の本庁又は支部に配置された裁判官（簡易裁判所判事の発令のある裁判官）が在庁するときは、その裁判官においても代理することができる。

4 労働審判官

この定め及び各部の定めるところにより労働審判事件を担当することとなる

裁判官が、当該労働審判事件についての労働審判官となる。

### 5 調停主任

この定め及び各部又は各支部の定めるところにより調停事件を担当することとなる裁判官が、当該調停事件についての調停主任となる。

### 6 本庁及び支部並びに併設簡裁における土曜日、日曜日及び祝日並びに執務時間外の令状事務等については、所属する裁判官の協議に基づき、本庁においては刑事部の部の事務を総括する裁判官が、支部においては支部長が、それぞれ調整の上、別途定める事務分配により行う。

## 第2 本庁

### 1 裁判官の配置

#### (1) 第1民事部

(部の事務の総括者)	判 事	古 田 孝 夫
	判 事	工 藤 哲 郎
	判 事	前 澤 利 明
	判 事	高 橋 鮎 美
	判事補	鈴 木 祥 平

#### (2) 第2民事部

(部の事務の総括者)	判 事	工 藤 哲 郎
	判 事	前 澤 利 明
	判 事	高 橋 鮎 美
	判事補	鈴 木 祥 平

#### (3) 刑事部

(部の事務の総括者)	判 事	藏 本 匡 成
	判 事	中 村 英 晴
	判 事	能登谷 宣 仁 (墳補)
	判 事	前 澤 利 明

判 事	高 橋 鮎 美
判事補（特例）	小 澤 光
判事補	鈴 木 祥 平
判事補	大 井 俊 哉

## 2 裁判事務の分配

### (1) 第1民事部

- ア 第2民事部の合議事件の破棄差戻事件（第2民事部において原判決に関与した裁判官を除いて裁判体を構成できる場合を除く。）
- イ 民事調停法20条による調停事件（第1民事部において調停に付したものに限る。）
- ウ 第2民事部がした裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第41条の解任請求を却下した決定に対する異議申立事件

### (2) 第2民事部

- ア 民事事件のうち、第1民事部に分配する事件を除いた全部
- イ 刑事部の裁判官に係る除斥及び忌避事件並びに管内の簡易裁判所における民事事件を取り扱う裁判官に係る除斥及び忌避事件
- ウ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第73条の異議申立事件並びに裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条の決定、第41条2項による事件送付を受けて行う決定、第43条2項に基づく通知を受けて行う決定及び同法による受訴裁判所の決定に対する異議申立事件（第1民事部に分配するものを除く。）

### (3) 刑事部

- ア 刑事事件及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に係る事件のうち、第1民事部及び第2民事部に分配する事件を除いた全部。ただし、令状請求事件及びこれに準ずる事件については、本庁所属の裁判官の協議により別に定める事務分配による。

- イ 第1民事部又は第2民事部の裁判官に係る除斥及び忌避事件並びに管内の簡易裁判所における刑事事件を取り扱う裁判官に係る除斥及び忌避事件
  - ウ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管に係る事務（支部を含む。）
- エ 檢察審査会法第41条の9第1項による検察審査会の起訴議決に係る事件について公訴の提起及び維持に当たる者の指定並びに同法第41条の9第4項又は第41条の10第2項による同指定の取消しに関する事務（支部を含む。）

### 3 代理順序

- (1) 合議事件について、第1民事部の部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは工藤裁判官が、第2民事部の部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは高橋裁判官が、刑事部の部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは小澤裁判官が、それぞれ代理して裁判長となる。
- (2) (1)を除き、裁判官に差し支えがあるときは、その裁判官の属する部の裁判官の中からその協議によりこれを代理する者を定め、これによることができないときは、他の部の裁判官の中からその協議によりこれを代理する者を定める。

### 第3 五所川原支部

#### 1 裁判官の配置

（支部長）判 事 前 澤 利 明

#### 2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、民事事件については本庁の工藤裁判官が、刑事事件については本庁の小澤裁判官が、それぞれ代理する。

### 第4 弘前支部

#### 1 裁判官の配置

（支部長）判 事 青 野 卓 也

判 事 龜 井 佑 樹  
判事補 (特例) 楠 山 喬 正

## 2 代理順序

- (1) 合議事件について、支部長である裁判官に差し支えがあるときは、亀井、楠山の各裁判官が代理して裁判長となる。
- (2) (1)を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

## 第5 八戸支部

### 1 裁判官の配置

(支部長) 判 事	内 藤 和 道
判 事	能登谷 宣 仁
判事補 (特例)	森 智 也
判事補 (特例)	久 田 翔 士

## 2 代理順序

- (1) 合議事件について、支部長である裁判官に差し支えがあるときは、能登谷裁判官が代理して裁判長となる。
- (2) (1)を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

## 第6 十和田支部

### 1 裁判官の配置

(支部長) 判事補 (特例)	森 智 也
判 事	能登谷 宣 仁 (填補)

## 2 代理順序

森裁判官又は能登谷裁判官に差し支えがあるときは、相互に代理する。

## 第7 本庁及び各支部の開廷日割

別表1の「令和6年度開廷日割表」のとおり

## 第8 青森簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

(司法行政事務掌理者)	簡易裁判所判事	吉田 孝夫
	簡易裁判所判事	工藤 哲郎
	簡易裁判所判事	藏本 匡成
	簡易裁判所判事	中村 英晴
	簡易裁判所判事	前澤 利明
	簡易裁判所判事	高橋 鮎美
	簡易裁判所判事	小澤 光
	簡易裁判所判事	島田 次郎
	簡易裁判所判事	相馬 正彦
	簡易裁判所判事	菅原 康生(職務代行)

### 2 裁判事務の分配及び代理順序

別表2の「青森簡易裁判所裁判官の裁判事務の分配及び代理順序」のとおり

## 第9 むつ簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

(司法行政事務掌理者)	簡易裁判所判事	遠藤 博敏
	簡易裁判所判事	島田 次郎(職務代行)

### 2 裁判事務の分配

(1) 民事事件及び刑事事件 ((2)の事件を除く。) 全部

簡易裁判所判事 遠藤 博敏

(2) 公職選挙法違反の罪に係る略式事件及び同事件を除く略式命令に対する正式裁判請求事件

簡易裁判所判事 島田 次郎

### 3 代理順序

(1) 遠藤裁判官に差し支えがあるときは、島田裁判官が代理する。

(2) 2の(2)の事件につき島田裁判官に差し支えがあるとき及び公職選挙法違反の罪に係る略式事件の略式命令に対する正式裁判請求事件につき遠藤裁判官に差し支えがあるときは、中村裁判官が職務代行して代理する。

#### 第10 野辺地簡易裁判所

##### 1 裁判官の配置

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 遠藤 博敏  
簡易裁判所判事 島田 次郎 (職務代行)

##### 2 裁判事務の分配

(1) 民事事件及び刑事事件 ((2)の事件を除く。) 全部

簡易裁判所判事 遠藤 博敏

(2) 公職選挙法違反の罪に係る略式事件及び同事件を除く略式命令に対する正式裁判請求事件

簡易裁判所判事 島田 次郎

##### 3 代理順序

(1) 遠藤裁判官に差し支えがあるときは、島田裁判官が代理する。

(2) 2の(2)の事件につき島田裁判官に差し支えがあるとき及び公職選挙法違反の罪に係る略式事件の略式命令に対する正式裁判請求事件につき遠藤裁判官に差し支えがあるときは、小澤裁判官が職務代行して代理する。

#### 第11 五所川原簡易裁判所

##### 1 裁判官の配置

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 菅原 康生  
簡易裁判所判事 前澤 利明 (職務代行)  
簡易裁判所判事 保田 浩一郎 (職務代行)

##### 2 裁判事務の分配及び代理順序

別表3の「五所川原簡易裁判所裁判官の裁判事務の分配及び代理順序」のとおり

## 第12 弘前簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事	青野卓也
簡易裁判所判事	亀井佑樹
簡易裁判所判事	楠山喬正
簡易裁判所判事	保田浩一郎

### 2 裁判事務の分配及び代理順序

別表4の「弘前簡易裁判所裁判官の裁判事務の分配及び代理順序」のとおり

## 第13 鮫ヶ沢簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事	保田浩一郎
簡易裁判所判事	菅原康生(職務代行)

### 2 裁判事務の分配

(1) 民事事件及び刑事事件 ((2)の事件を除く。) 全部

簡易裁判所判事 保田浩一郎

(2) 公職選挙法違反の罪に係る略式事件及び同事件を除く略式命令に対する正式裁判請求事件

簡易裁判所判事 菅原康生

### 3 代理順序

(1) 保田裁判官に差し支えがあるときは、菅原裁判官が代理する。

(2) 2の(2)の事件につき菅原裁判官に差し支えがあるとき及び公職選挙法違反の罪に係る略式事件の略式命令に対する正式裁判請求事件につき保田裁判官に差し支えがあるときは、亀井裁判官が職務代行して代理する。

## 第14 八戸簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事	内藤和道
---------------------	------

簡易裁判所判事	能登谷 宣仁
簡易裁判所判事	森 智也
簡易裁判所判事	久 田 皓 士
簡易裁判所判事	我 妻 勝

## 2 裁判事務の分配及び代理順序

別表5の「八戸簡易裁判所裁判官の裁判事務の分配及び代理順序」のとおり

### 第15 十和田簡易裁判所

#### 1 裁判官の配置

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事	我 妻 勝
簡易裁判所判事	森 智也 (職務代行)
簡易裁判所判事	能登谷 宣仁 (職務代行)

#### 2 裁判事務の分配及び代理順序

別表6の「十和田簡易裁判所裁判官の裁判事務の分配及び代理順序」のとおり

### 第16 代理順序の特例

所長は、裁判事務の代理に関し、夏季休暇その他の事情により、第3から第15までに定める代理順序によることができない場合において、差し迫った必要があるときは、裁判事務を代理する裁判官を指名することができる。

### 第17 事件の回付

本庁と支部との間、又は支部と支部との間においては、青森地方裁判所回付等処理規程の定めにより、事件を回付することができる。

### 第18 司法行政事務の代理順序

- 1 所長に差し支えがあるときは、工藤、藏本の各裁判官の順序で代理する。
- 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、裁判事務における裁判長に差し支えがあるときの代理順序により代理し、支部長に差し支えがあるときは、

五所川原支部においては本庁の工藤、小澤の各裁判官が、この順序で、  
弘前支部においては亀井、楠山の各裁判官が、この順序で、  
八戸支部においては能登谷、森、久田の各裁判官が、この順序で、  
十和田支部においては能登谷裁判官が、  
それぞれ代理する。

3 司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、  
青森簡易裁判所においては相馬裁判官が、  
むつ簡易裁判所及び野辺地簡易裁判所においては島田裁判官が、  
五所川原簡易裁判所においては前澤裁判官が、  
弘前簡易裁判所においては亀井裁判官が、  
鰺ヶ沢簡易裁判所においては菅原裁判官が、  
八戸簡易裁判所においては能登谷裁判官が、  
十和田簡易裁判所においては森裁判官が、  
それぞれ代理する。

#### 附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年1月15日応急措置）

この定めは、令和6年1月16日から施行する。

#### 附 則（令和6年2月6日応急措置）

この定めは、令和6年2月16日から施行する。

#### 附 則（令和6年2月20日応急措置）

この定めは、令和6年3月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年3月6日一部改正）

この定めは、簡易裁判所判事島田次郎に関する部分及び別表5については令和6年3月25日から、その他の部分については同年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年4月12日応急措置）

この定めは、令和6年4月13日から施行する。

(別表1)

## 令和6年度開廷日割表

青森地方裁判所

序名	区分	月	火	水	木	金	備考
青森本庁	1民		合				
	2民		高橋	工藤		合	
	刑	藏本 高橋	合 小澤	合 藏本	合 藏本 小澤	小澤 能登谷	
弘前支部	民		合 楠山	青野	楠山	青野	
	刑	龜井	合 龜井	龜井			
八戸支部	民	能登谷	内藤	合	能登谷	内藤	
	刑	久田		合		久田	
五所川原支部	民	前澤	前澤				
	刑				前澤	前澤	
十和田支部	民			森		森	
	刑			森		森	

(別表2)

## 青森簡易裁判所裁判官の裁判事務の分配及び代理順序

事件種別		担当裁判官	島 田	相 馬	菅 原	担当裁判官に差し支えがあるときの代理順序
民 事		通常訴訟（保全命令異議・取消し事件を含む。）、少額訴訟	1 — 2		1 — 2	島田裁判官については、相馬、菅原の各裁判官の順序で代理する。 菅原裁判官については、島田、相馬の各裁判官の順序で代理する。
		調停（特定調停を含む。）		全		島田、高橋、前澤、工藤の各裁判官の順序で代理する。
		保全命令、共助、その他		全		島田、高橋、前澤、工藤の各裁判官の順序で代理する。
刑 事		通 常	1 — 2		1 — 2	島田裁判官については、相馬、菅原の各裁判官の順序で代理する。 菅原裁判官については、島田、相馬の各裁判官の順序で代理する。
		交 通 即 決	1 — 3	1 — 3	1 — 3	島田裁判官については、菅原、相馬の各裁判官の順序で代理する。 相馬裁判官については、島田、菅原の各裁判官の順序で代理する。 菅原裁判官については、相馬、島田の各裁判官の順序で代理する。
		略 式 (※は正式裁判担当裁判官を示す。)	1 — 3	1 — 3	1 — 3	相馬、小澤、藏本の各裁判官の順序で代理する。
事 状		本府所属の裁判官の申合せにより別に定める「令和6年度令状事件等事務分配」による。				
そ の 他			1 — 3	1 — 3	1 — 3	島田裁判官については、菅原、相馬の各裁判官の順序で代理する。 相馬裁判官については、島田、菅原の各裁判官の順序で代理する。 菅原裁判官については、相馬、島田の各裁判官の順序で代理する。

(別表3)

## 五所川原簡易裁判所裁判官の裁判事務の分配及び代理順序

事件種別	担当裁判官	菅原	前澤	保田	担当裁判官に差し支えがあるときの代理順序
民事	通常訴訟（保全命令異議・取消し事件を含む。）、少額訴訟	全			前澤、保田の各裁判官の順序で代理する。
	調停（特定調停を除く。）	全			
	特定調停	全			
	保全命令、共助、その他	全			
刑事	通常	全			前澤、保田の各裁判官の順序で代理する。 ただし、略式命令に対する正式裁判請求事件につき前澤裁判官に差し支えがあるときは、保田裁判官が代理する。
	略式（公職選挙法違反の罪に係る略式を除く。）  (※は正式裁判担当裁判官を示す。)	全 ----- ※前澤			
	令状	3 — 4	1 — 4		菅原裁判官については前澤、保田の各裁判官の順序で代理し、前澤裁判官については保田裁判官が代理する。
	その他	全			
公職選挙法違反の罪に係る略式			全		前澤裁判官が代理する。 ただし、公職選挙法違反の罪に係る略式事件の略式命令に対する正式裁判請求事件につき菅原裁判官に差し支えがあるときは、前澤裁判官が代理する。
	(※は正式裁判担当裁判官を示す。)			※菅原	

(別表4)

## 弘前簡易裁判所裁判官の裁判事務の分配及び代理順序

事件種別		担当裁判官	亀井	楠山	保田	担当裁判官に差し支えがあるときの代理順序
民事		通常訴訟（保全命令異議・取消し事件を含む。）、少額訴訟			全	楠山、亀井、青野の各裁判官の順序で代理する。
		調停（特定調停を含む。）		全		保田、亀井、青野の各裁判官の順序で代理する（ただし、民事調停法20条による調停は自らに分配する。）。
		保全命令、共助、その他			全	楠山、亀井、青野の各裁判官の順序で代理する。
刑事		通常 (略式から移行したものも含む。)	全			保田、楠山、青野の各裁判官の順序で代理する。
		略式			全	楠山、青野、亀井の各裁判官の順序で代理する。
		令状		1 — 2	1 — 2	
その他					全	楠山、亀井、青野の各裁判官の順序で代理する。

(別表5)

## 八戸簡易裁判所裁判官の裁判事務の分配及び代理順序

事件種別		担当裁判官	内藤	能登谷	森	久田	我妻	担当裁判官に差し支えがあるときの代理順序
民事	通常訴訟（保全命令異議・取消し事件を含む。）、少額訴訟		1 — 6	1 — 6			4 — 6	(通常訴訟、少額訴訟) 内藤、能登谷、我妻の各裁判官の順序で代理する。3人の裁判官がいずれも差し支えのときは、森、久田の各裁判官の順序で代理する。
	調停	停					全	(調停、保全命令、共助、その他) 能登谷、内藤、久田、森の各裁判官の順序で代理する。
	保全命令、共助、その他						全	
刑事	通常	常				全		(通常・正式裁判) 我妻、能登谷、内藤、森の各裁判官の順序で代理する。
	略式		2 — 5				3 — 5	(略式) 相互に代理する。内藤、我妻の両裁判官に差し支えがあるときは、能登谷、森、久田の各裁判官の順序で代理する。
	(※は正式裁判担当裁判官を示す。)	※久田					※久田	
民事	令状	状	1 — 5		1 — 5		3 — 5	我妻、能登谷、内藤、森、久田の各裁判官の順序で代理する。
	その他の						全	能登谷、内藤、久田、森の各裁判官の順序で代理する。

(別表 6)

## 十和田簡易裁判所裁判官の裁判事務の分配及び代理順序

事件種別		担当裁判官	我妻	森	担当裁判官に差し支えがあるときの代理順序
民 事	通常訴訟（保全命令異議・取消し事件を含む。）、少額訴訟	全			森、能登谷の各裁判官の順序で代理する。
	調停（特定調停を除く。）	全			
	特 定 調 停	全			
	保全命令、共助、その他	全			
刑 事	通 常	全			森、能登谷の各裁判官の順序で代理する。
	略 式 (※は正式裁判担当裁判官を示す。)	全	※森		
	令 状	2 — 5	3 — 5		我妻裁判官については森、能登谷の各裁判官の順序で代理し、森裁判官については我妻、能登谷の各裁判官の順序で代理する。
	そ の 他	全			森、能登谷の各裁判官の順序で代理する。